

# 一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月

気仙広域連合

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	1
第2章 地域の概況.....	3
第1節 沿 革.....	3
第2節 環 境.....	4
第3節 人口及び世帯数の概況.....	5
第3章 し尿・浄化槽汚泥の現状.....	6
第1節 生活排水処理の現状.....	6
第2節 し尿・浄化槽汚泥の現状.....	6
1 し尿処理施設の概要.....	6
2 し尿・浄化槽汚泥の収集（処理）量の推移.....	7
3 し尿・浄化槽汚泥の性状.....	9
4 資源化・最終処分の状況.....	9
5 収集・運搬の現状.....	9
6 し尿処理施設の維持管理.....	10
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理に係る経費.....	10
第4節 し尿・浄化槽汚泥処理の課題.....	11
1 適正な収集体制の維持.....	11
2 適正な処理・処分体制の維持.....	11
第4章 し尿・浄化槽汚泥処理計画.....	12
第1節 基本方針.....	12

第2節	し尿・浄化槽汚泥収集（処理）量の将来予測	12
1	生活排水の処理形態別人口の将来予測	12
2	し尿・浄化槽汚泥収集（処理）量の将来予測	13
第3節	し尿・浄化槽汚泥処理計画	15
1	処理等の主体	15
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画	16
(1)	収集・運搬計画	16
(2)	中間処理計画	16
3	し尿処理施設整備計画	17
4	し尿処理施設の維持管理体制	18
(1)	排出管理	18
(2)	再資源化	18
5	災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理の体制	19

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものである。

温暖化をはじめとする環境問題が地球規模で課題となっている中で、住民生活に最も身近な環境問題であるごみや生活排水といった廃棄物処理に対する住民意識が高まり、これらの適正な処理により周辺環境に与える負荷の軽減と処理コストの削減が求められている。

当広域連合においては、平成19年度（2007年度）に「気仙広域連合一般廃棄物処理基本計画」を策定し、財政的影響の抑制と廃棄物の循環型社会の構築を目指し、継続的なし尿の適正処理に取り組んできたところであるが、平成29年度（2017年度）をもって計画期間が満了することから、社会情勢の変化やし尿処理の現状を踏まえ、長期的な目標と施策を推進するための計画として、目標年度を2027年度とする新たな「気仙広域連合一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

### 第2節 計画の期間

本計画の計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とする。

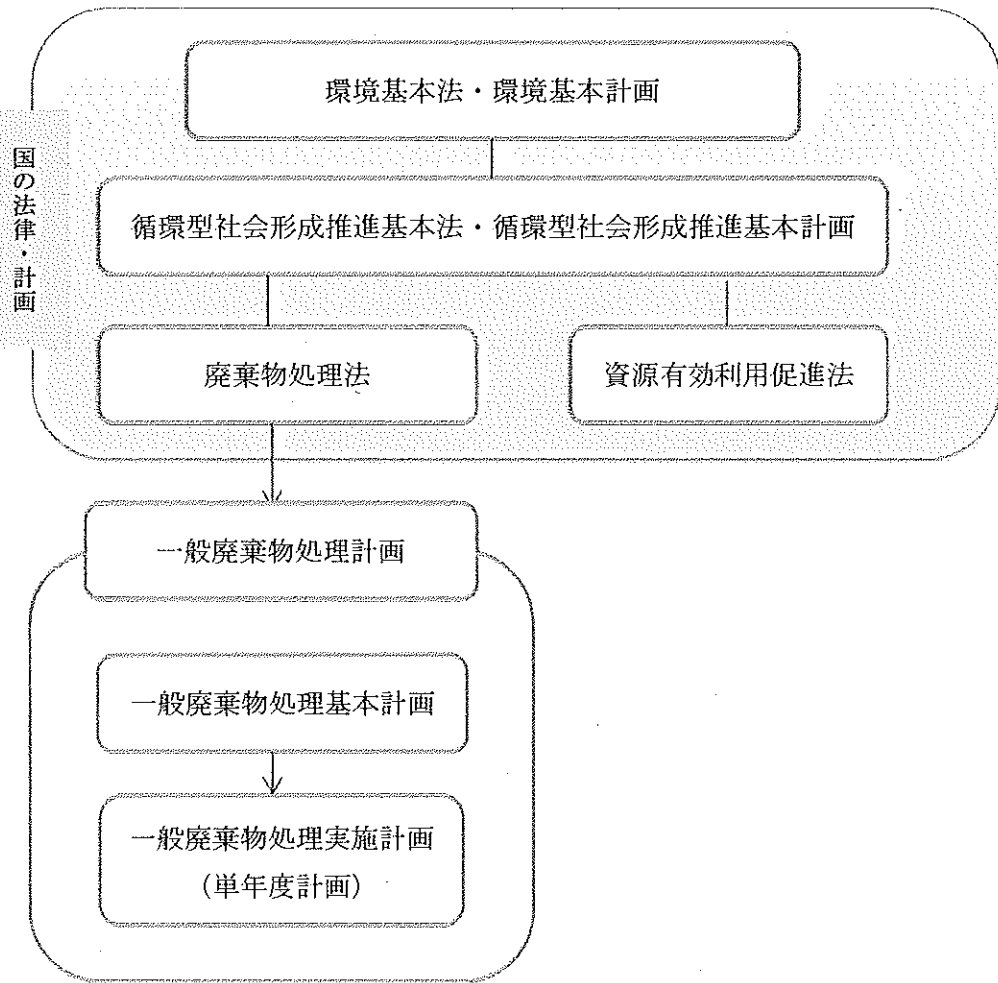
なお、2022年度を中間目標年度とし、計画の見直しを行うこととする。

また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとする。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法、国、県及び構成市町の各種計画を踏まえ、当広域連合のし尿処理に関するマスタープランとして策定するものである。

計画対象区域は、気仙広域連合管内（大船渡市、陸前高田市、住田町）全域とする。



## 第2章 地域の概況

### 第1節 沿革

気仙広域連合は、大船渡市、陸前高田市及び住田町を構成市町とし、平成10年3月に設立された。

広域連合の処理する事務の中で、一般廃棄物処理基本計画に係るものは、次のとおりとなっている。

- ① し尿の収集、運搬及び処分に関する事務
- ② し尿の収集、運搬又は処分を業とする者に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の許可に関する事務
- ③ 浄化槽の清掃を業とする者に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の許可に関する事務

気仙広域連合衛生センター（以下「衛生センター」という。）は、気仙地区衛生処理組合が昭和60～62年度にかけて建設した施設で、平成10年4月1日気仙広域連合に継承された。

東日本大震災の津波により、1階の電気室、ポンプ室等主要設備機器が冠水し、し尿処理施設としての機能を停止したことから、平成23年度において災害復旧工事を実施した。工事は現状復旧を原則として行われたが、焼却炉の復旧が困難であったことから電気浸透式脱水機を導入し、脱水汚泥の処理を民間委託することとした。

また、平成25年度には、し尿等の処理過程で排出される脱水し渣や使用済み活性炭を保管するストックヤードを建設した。

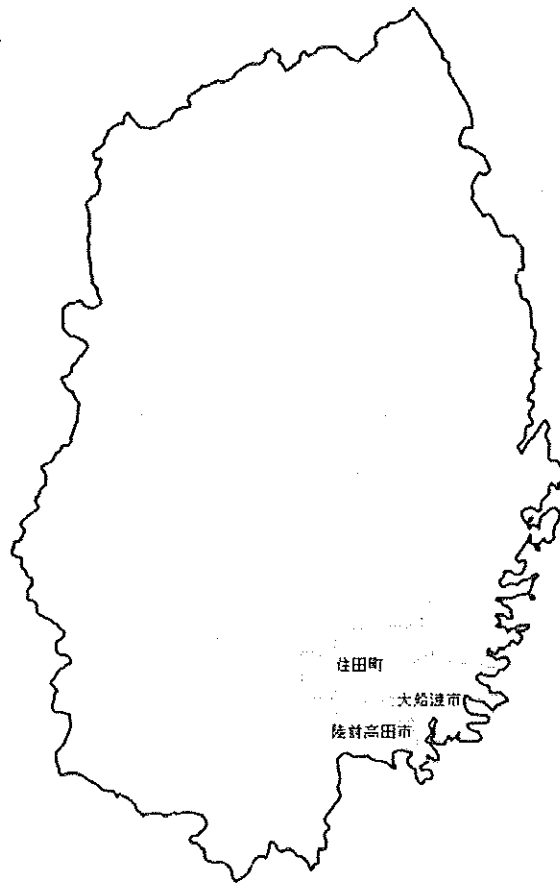
## 第2節 環境

気仙広域連合を構成する大船渡市、陸前高田市及び住田町からなる気仙地区は、岩手県の沿岸南部に位置し、東は太平洋、西は奥州市及び一関市、南は宮城県気仙沼市、北は釜石市及び遠野市に接している。

気候は、内陸の一部を除き冬季でも積雪はほとんど見られず、県内では温暖な地域である。

面積は889.63 km<sup>2</sup>で、岩手県の面積の約5.8%を占めている。

図 気仙地区の位置図



第3節 人口及び世帯数の概況

当広域連合管内の人口及び世帯数の推移を、表1及び図1に示す。

平成29年3月31日現在の人口は63,067人、世帯数は24,758世帯となっている。

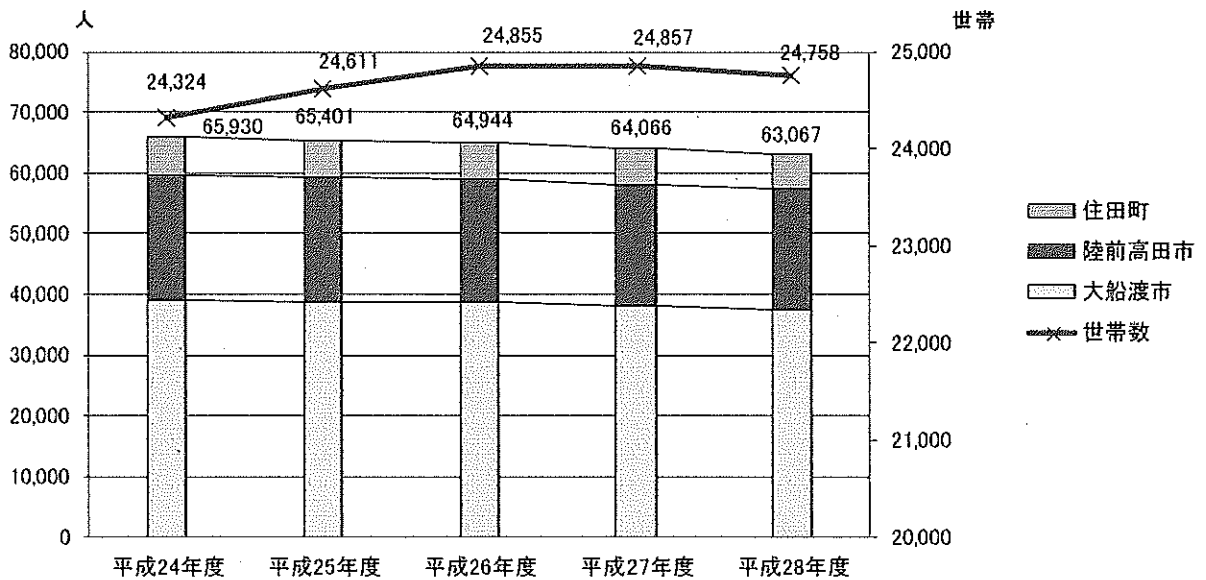
平成22年度末には人口71,000人、世帯数25,000世帯を超えていたが、東日本大震災直後に大きく減少し、人口は引き続き減少しているものの、世帯数は横ばいとなっている。

表1 人口及び世帯数の推移

		(人、世帯)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	大船渡市	39,117	38,871	38,712	38,167	37,633
	陸前高田市	20,631	20,466	20,262	20,039	19,673
	住田町	6,182	6,064	5,970	5,860	5,761
	計	65,930	65,401	64,944	64,066	63,067
世帯数	大船渡市	14,616	14,812	15,008	15,022	14,959
	陸前高田市	7,474	7,556	7,605	7,609	7,573
	住田町	2,234	2,243	2,242	2,226	2,226
	計	24,324	24,611	24,855	24,857	24,758

※住民基本台帳人口、世帯  
 ※各年度3月31日現在の数値

図1 人口及び世帯数の推移





## 第3章 し尿・浄化槽汚泥の現状

## 第1節 生活排水処理の現状

し尿汲取り世帯や単独槽浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、水質汚濁の主要因となっている。

気仙地区は、海、川での養殖漁業等が盛んに行われてきた地域で、公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及促進により河川及び湾内の水質汚濁の防止に努めてきたところであり、引き続き、自然環境の保全対策が求められている。

当広域連合管内から排出される生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥が衛生センターにおいて処理されている。

処理形態別人口の推移を表2に示す。

表2 処理形態別人口

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①計画処理区域内人口	65,930	65,401	64,944	64,066	63,067
②水洗化処理人口	30,475	31,790	33,801	34,390	34,328
公共下水道	9,511	9,895	10,494	11,098	11,846
し尿浄化槽	20,964	21,895	23,307	23,292	22,482
③非水洗化人口	35,455	33,611	31,143	29,676	28,739
し尿収集	35,334	33,490	31,022	29,556	28,619
自家処理	121	121	121	120	120

※各年度3月31日現在の数値

※し尿浄化槽人口には農業・漁業集落排水処理施設の水洗化人口を含む。

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

## 1 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は表3のとおり。

東日本大震災の津波により被災したことから、平成23年度において災害復旧工事を実施し、併せて長年の塩害、風害により劣化していた施設の屋根改修工事を行ったことにより、施設全体の延命化が図られた。

表3 し尿処理施設の概要

施設名称	気仙広域連合衛生センター
所在地	岩手県大船渡市盛町字田中島13番地15
処理能力	130kℓ/日（し尿105kℓ/日、浄化槽汚泥25kℓ/日）
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（I Zジェットエアレーションシステム）
敷地面積	6,588.5㎡
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造3階建 2,245㎡
建設年度	昭和60年度～昭和62年度 （着工：昭和60年8月1日～竣工：昭和62年9月30日）
その他	災害復旧工事 （着工：平成23年8月31日～竣工：平成24年3月21日） ストックヤード建設工事 （着工：平成25年8月30日～竣工：平成25年12月17日）

## 2 し尿・浄化槽汚泥の収集（処理）量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を表4及び図2に示す。

東日本大震災以前は、公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の普及等によりし尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあった。

しかし、東日本大震災によって公共下水道供用開始区域内の多くの施設、住家等が被災し、震災後に建設された仮設住宅等から排出される浄化槽汚泥の収集量が増加した。

仮設住宅の集約・解体が進み、災害公営住宅の完成や住宅再建等の復興事業の進捗に伴い、今後も浄化槽汚泥の収集量は変動すると考えられる。

平成28年度までの仮設住宅から排出された浄化槽汚泥の量の推移を図3に示す。

表4 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

（単位：kℓ）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し尿	31,898	32,109	31,801	31,336	30,245
浄化槽汚泥	15,394	16,893	18,731	20,801	18,963
計	47,292	49,002	50,532	52,137	49,208

図2 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

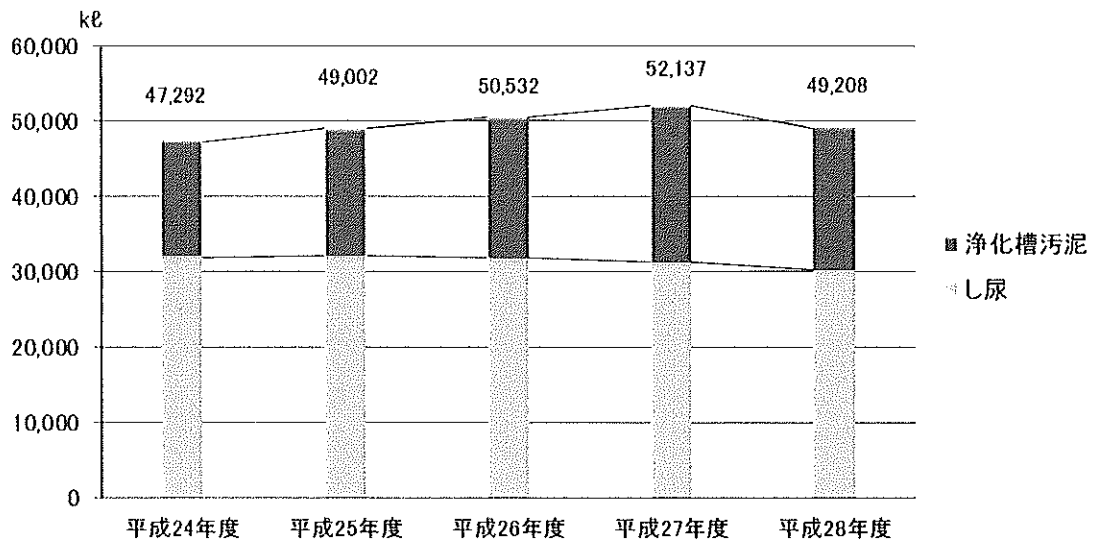
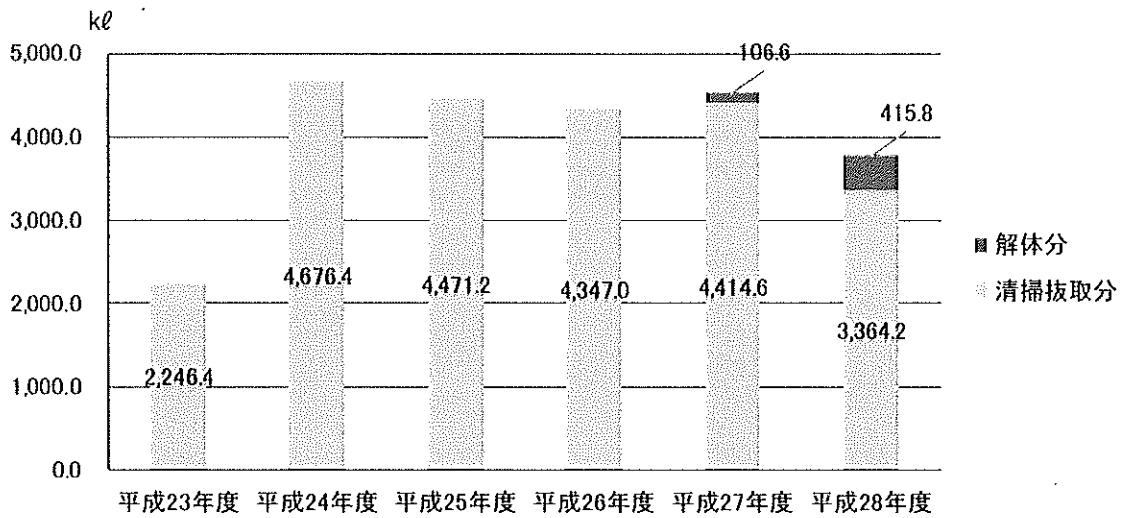


図3 仮設住宅から排出された浄化槽汚泥の推移



## 3 し尿・浄化槽汚泥の性状

収集されるし尿及び浄化槽汚泥の性状は、表5のとおりである。

表5 し尿・浄化槽汚泥の性状

項目	し尿の性状	浄化槽汚泥の性状
水素イオン濃度 (PH)	8	7
生物学的酸素要求量 (BOD)	13,500 mg/L	7,000 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	7,000 mg/L	4,000 mg/L
蒸発残留物質量 (TS)	30,000 mg/L	17,000 mg/L
浮遊物質量 (SS)	21,000 mg/L	13,000 mg/L
全窒素 (T-N)	5,000 mg/L	1,000 mg/L
リン酸	1,000 mg/L	—
塩素イオン	5,500 mg/L	200 mg/L
大腸菌群数	10 <sup>5</sup> ~10 <sup>7</sup> 個/L	—
一般細菌数	10 <sup>5</sup> ~10 <sup>10</sup> 個/L	—

## 4 資源化・最終処分の状況

し尿処理の過程において、衛生センターが排出するものは、脱水し渣、脱水汚泥及び残渣である。

脱水し渣は、岩手沿岸南部広域環境組合へ搬出し、焼却処分としている。

脱水汚泥は、民間業者に委託し、セメント原燃料として有効活用している。

残渣は、民間清掃業者により清掃搬出され、セメント原料、耐火物ブロック・レンガ製品、舗装路盤材等に加工され、再利用されている。

最終処分場への埋立て等を行っていない。

## 5 収集・運搬の現状

し尿の収集・運搬は1者に委託している。浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施している。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の車両台数は表6のとおり。

表6 収集・運搬車両台数

し尿	浄化槽汚泥
委託業者 (1者)	許可業者 (5者)
23 台	15 台

※平成29年3月31日現在

6 し尿処理施設の維持管理

平成21年度までは当広域連合が直営で管理していたが、平成22年度より包括的民間委託としている。性能発注の考え方に基づく委託であることから、施設の運転管理、設備点検業務に加え、物品管理業務（消耗品・薬剤等の発注・管理）、施設の補修等を一括して委託することにより、施設の効率的で安定した運転管理が行われるとともに、経費の節減と直営管理時よりも事務量の軽減が図られている。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は滞りなくされており、放流される処理水についても法規制値、設計保証値内の水質となっている。

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理に係る経費

し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費は、表7のとおりである。

表7 処理に係る経費

(単位：千円、k0)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設整備費	ストックヤード建設工事		26,460			
	その他(ストックヤード建設工事設計等)		2,025			
	小計 A	0	28,485	0	0	0
処理及び維持管理費	管理費(清掃総務費)	26,361	26,909	27,014	26,555	23,037
	し尿処理施設費	123,057	145,145	149,665	146,816	144,884
	計 a	149,418	172,054	176,679	173,371	167,921
	センター使用料、し尿処分手数料 b	9,458	9,800	10,106	10,427	9,842
	小計 B (=a-b)	139,960	162,254	166,573	162,944	158,079
合計 (=A+B)		139,960	190,739	166,573	162,944	158,079
し尿・汚泥処理量 (k0)		47,292	49,002	50,532	52,137	49,208
1k0当たり処理費		2.96	3.89	3.30	3.13	3.21
施設整備費を除く1k0当たり処理費		2.96	3.31	3.30	3.13	3.21

※平成22年度より維持管理を包括民間委託

#### 第4節 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及により、将来的には、し尿の収集量・業務量が減少し、浄化槽汚泥量が微増していくと想定される。

東日本大震災からの復興に伴う災害公営住宅の完成や住宅再建等により、し尿と浄化槽汚泥の排出量の割合も変化してきている。

構成市町の復興計画の実施状況等、今後の動向を注視しながら、収集量、収集範囲及び汚泥の質の変化に対応していく必要がある。

##### 1 適正な収集体制の維持

し尿・浄化槽汚泥の排出量に留意しつつ、適正に収集が行える体制を維持することが必要である。

また、収集量及び収集範囲を勘案し、より効率的な収集体制の検討を委託業者に更に働きかける必要がある。

##### 2 適正な処理・処分体制の維持

搬入されるし尿・浄化槽汚泥の量の変化及び汚泥の質の変化への対応が必要である。

また、処理の過程で排出される汚泥等について、再生資源化・有効利用されるよう、適時・適正な方法を選択していく必要がある。

## 第4章 し尿・浄化槽汚泥処理計画

## 第1節 基本方針

気仙広域連合は、管内（大船渡市、陸前高田市、住田町）で発生するし尿及び浄化槽汚泥を速やかに収集し、生活環境を保全しつつ適正な処理を行うことを基本とする。

また、施設の管理運営に係る費用、周辺環境に対する負荷及び循環型社会の形成を踏まえた処理のあり方等、多角的な観点から検討を行っていく。

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥収集（処理）量の将来予測

## 1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

当広域連合管内における生活排水処理形態別人口の将来予測を表8に示す。

し尿収集人口は、区域内人口の減少や公共下水道の普及により、今後、激減するとみられ、浄化槽人口は、2017年度から2018年度にかけて微増するものの、2019年度以降は減少に転じると推測される。

表8 処理形態別人口

(単位：人)

区分	計画	推計				
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (中間目標)
①計画処理区域内人口	63,067	61,937	61,269	60,599	59,725	58,828
②水洗化処理人口	38,725	41,802	43,025	43,731	44,405	45,036
公共下水道	16,131	18,901	20,384	22,780	23,759	24,806
し尿浄化槽	22,594	22,901	22,641	20,951	20,646	20,230
③非水洗化人口	24,342	20,135	18,244	16,868	15,320	13,792
し尿収集	24,222	20,015	18,124	16,748	15,200	13,672
自家処理	120	120	120	120	120	120

区分	推計				
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度 (計画目標)
①計画処理区域内人口	57,925	57,031	56,942	55,249	54,366
②水洗化処理人口	45,648	46,259	46,859	47,373	47,748
公共下水道	25,851	26,898	27,944	28,795	29,643
し尿浄化槽	19,797	19,361	18,915	18,578	18,105
③非水洗化人口	12,277	10,772	10,083	7,876	6,618
し尿収集	12,157	10,652	9,963	7,756	6,498
自家処理	120	120	120	120	120

※し尿浄化槽人口には農業・漁業集落排水処理施設の水洗化人口を含む。

※2017年度（平成29年度）の計画処理区画内人口は、平成29年3月31日現在の値。

2 し尿・浄化槽汚泥収集（処理）量の将来予測

当広域連合管内におけるし尿・浄化槽汚泥の収集（処理）量の将来予測を表9、図4に示す。

し尿及び浄化槽収集人口の減少に伴いし尿等の収集量が減少することから、計画目標年度の2027年度における収集量は、し尿が7,115k0、浄化槽汚泥が16,521k0、合計23,636k0と予測される。

また、2027年度における1日当たりの地域別収集（処理）量の予測を図5に示す。

表9 し尿・浄化槽汚泥の収集（処理）量の将来予測

(単位：k0)

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (中間目標)
し尿	28,878	21,916	19,846	18,339	16,644	14,971
大船渡市	19,387	12,543	11,455	10,814	9,779	8,765
陸前高田市	7,367	6,581	5,701	4,933	4,367	3,799
住田町	2,124	2,792	2,690	2,592	2,498	2,407
浄化槽汚泥	21,694	20,897	20,660	19,118	18,839	18,460
大船渡市	11,435	11,258	10,966	9,371	9,038	8,603
陸前高田市	9,213	8,470	8,522	8,571	8,624	8,678
住田町	1,046	1,169	1,173	1,175	1,177	1,179
計	50,572	42,814	40,506	37,457	35,483	33,431

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度 (計画目標)
し尿	13,312	11,664	10,909	8,493	7,115
大船渡市	7,777	6,788	6,685	4,709	3,766
陸前高田市	3,218	2,647	2,081	1,719	1,362
住田町	2,317	2,229	2,144	2,065	1,987
浄化槽汚泥	18,065	17,667	17,260	16,952	16,521
大船渡市	8,145	7,691	7,233	6,861	6,370
陸前高田市	8,740	8,796	8,848	8,911	8,969
住田町	1,180	1,180	1,179	1,181	1,182
計	31,377	29,331	28,169	25,445	23,636

※2017年度（平成29年度）は見込み量



図4 し尿・浄化槽汚泥収集（処理）量の将来予測

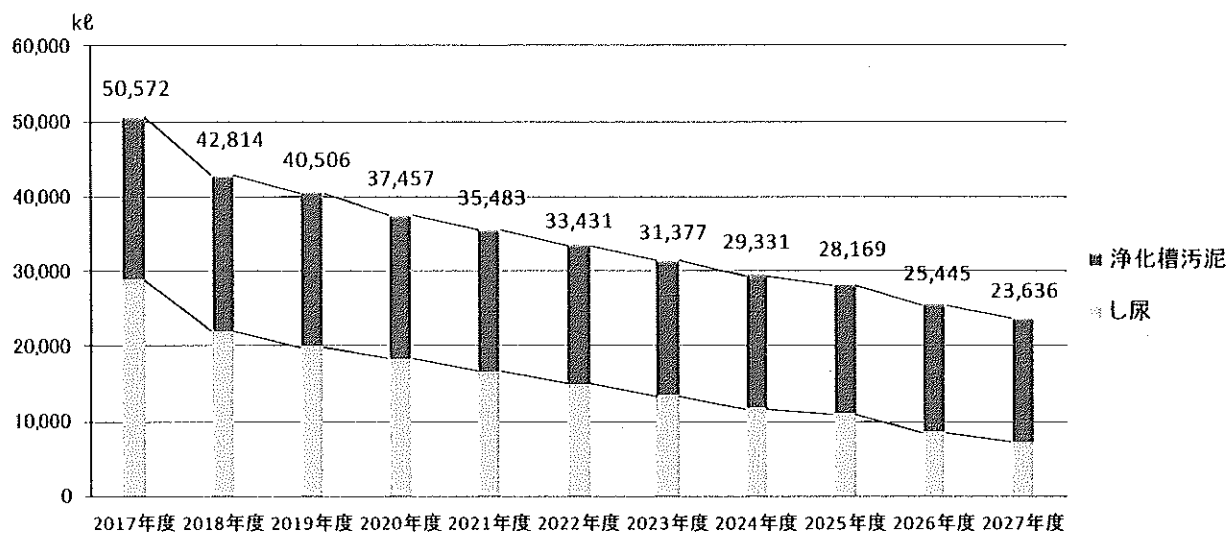
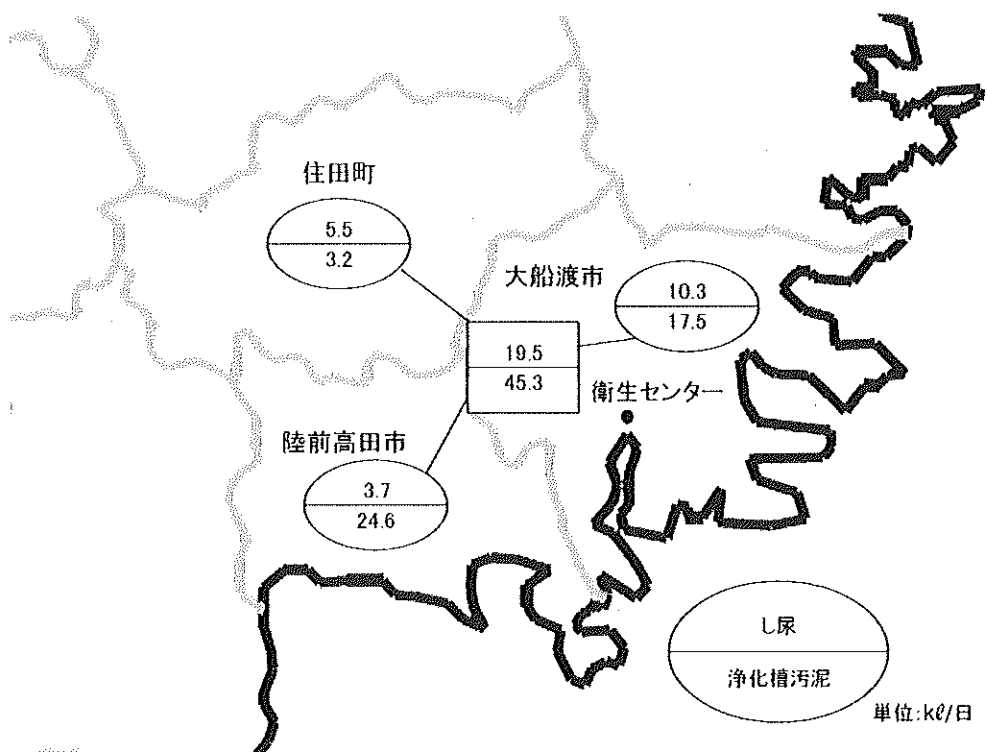


図5 2027年度における収集（処理）量予測



第3節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 処理等の主体

当広域連合管内における生活排水の処理主体等を、表10～12に示す。

表10 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	設置市町
農・漁業集落排水施設	し尿・生活雑排水	設置市町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	気仙広域連合

表11 し尿等の収集・運搬の主体

	収集・運搬の主体
し尿	委託業者（1者）
浄化槽汚泥	許可業者

表12 し尿等の収集・運搬における委託及び許可の主体

	委託・許可の種類	委託・許可の主体
し尿	し尿収集運搬業務の委託 (廃棄物処理法第6条の2)	気仙広域連合
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業の許可 (浄化槽法第35条第1項) 一般廃棄物処理業の許可 (廃棄物処理法第7条第1項)	気仙広域連合

## 2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

### (1) 収集・運搬計画

し尿の収集・運搬業務の委託及び廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬に関する許可は、気仙広域連合が行う。

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は管内全域とする。

今後、し尿の収集量は減少し続けると予測されることから、計画収集の推進、収集事務管理の効率化等により、更に合理的・経済的な収集・運搬体制となることを目指し、引き続き現在の委託業者による収集・運搬体制を維持していく。

また、浄化槽汚泥は、許可業者により自らのあるいは保守点検管理業者の指示に従い、より計画的な収集・運搬に努めるものとし、収集量の季節的変動を是正していく。

### (2) 中間処理計画

管内より収集されたし尿等の処理は現行の体制を基本とし、適正な施設の維持管理と安定した適正処理の継続を図る。

中間処理の方法は次のとおり。

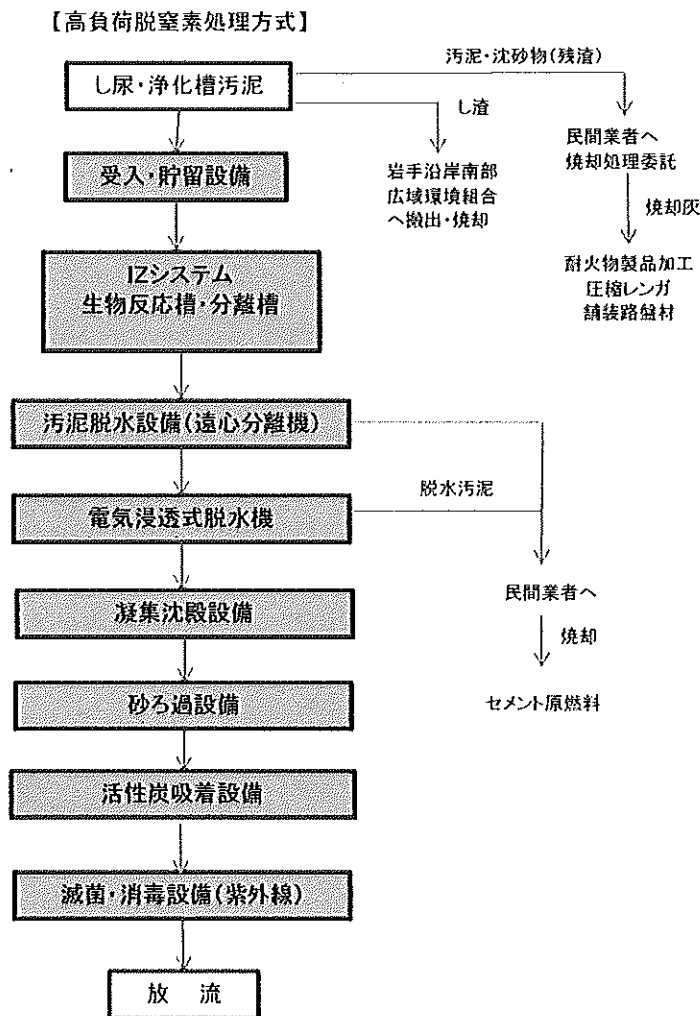
#### (中間処理の方法)

収集したし尿等は、衛生センターで高負荷脱窒素処理方式にて無希釈活性汚泥処理後、高度処理を経て滅菌消毒処理する。

処理過程において発生した汚泥は、脱水後、民間業者に委託しセメント原燃料として有効活用しており、今後もこの形態を継続する。

し尿処理の中間処理フローを図6に示す。

図6 し尿処理のフロー



### 3 し尿処理施設整備計画

東日本大震災による災害復旧工事及び屋根改修工事を平成23年度に実施したことで、施設の延命化が図られたが、災害復旧工事は現状復旧を原則としたためオーバーホールに留めた設備や浸水しなかった2階以上の設備は施設建設時に設置したもので老朽化していることから、これらの修繕又は更新を計画的に行っていく。

公共下水道計画地域の拡張、集落排水処理施設の整備等により、し尿処理施設に係る負荷は軽減されていくと予測されることから、新たな施設整備は不測の事情が生じない限り計画しないものとする。

施設が耐用限度に達した後は、他の排水処理施設等関連施設との融合を図りながら、相互に補完し合うことについても検討していく。

## 4 し尿処理施設の維持管理体制

## (1) 排出管理

平成22年度より施設の維持管理を包括的民間委託とした。これにより施設の効率的な維持管理と委託側の事務量の軽減が図られたことから、今後もこの体制を継続していく。

また、当広域連合は一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理において、統括的な責任を有しており、委託者として適切な維持管理がなされているか管理監督する必要があることから、職員が計画的に技術管理者講習等を受講するよう努める。

し尿等の処理後に放流される処理水の水質の目標値を表13に示す。

表13 水質の目標値

項目	法規制値	目標値（設計保証値）
水素イオン濃度（PH）	5～9	5.8～8.6
生物学的酸素要求量（BOD）	20 mg/L以下	10 mg/L以下
化学的酸素要求量（COD）	120 mg/L以下	30 mg/L以下
浮遊物質量（SS）	70 mg/L以下	10 mg/L以下
全窒素（T-N）	60 mg/L以下	10 mg/L以下
全リン（T-P）	8 mg/L以下	1 mg/L以下
大腸菌群数	3,000 個/L以下	1,000 個/L以下

## (2) 再資源化

し尿等の処理過程において発生する脱水汚泥は、引き続き、民間業者に委託しセメント原燃料として有効活用する。残渣においてもこれまでと同様に民間業者に委託しセメント原料及び舗装路盤材として再利用していくものとする。

今後、汚泥の資源化、有効利用において更に効率的な処分方法を検討、選択しつつ循環型社会の形成に努めるものとする。

5 災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理の体制

平成23年度において、岩手県市町村清掃協議会により県内50団体が参加する「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」を締結した。

今後、大規模災害等により施設の稼働停止が長期間に渡る場合は、上記協定等に基づき県内他施設での処理を依頼するものとし、関係機関との調整を図る。

災害時における対応方法等は、別途定める「気仙広域連合衛生センター事故対応マニュアル V 災害時における対応マニュアル」による。

また、他地域での災害等により臨時的に他自治体からのし尿・浄化槽汚泥の受入が必要となった際は、可能な限り受入、処理する。